

別添〇（様式例）

一時保護状の請求に係る総括書面（案）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇児童相談所長 〇〇 〇〇

1 児童及び家族構成

(1) 一時保護をする（した）児童

氏名	年齢	学校名及び学年、又は職業	備考
〇〇 〇〇			

(2) 児童の家族（児童と同居している者や事案に応じて別居家族も記載）

親権	続柄	氏名	年齢	職業又は学校名	同居・別居の別	備考
<input type="checkbox"/>		〇〇 〇〇			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>		〇〇 〇〇			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

2 ケース概要

(1) 概要

(2) 一時保護の経緯等

3 児童の意見・意向、親権者等又はこれらと考えられる者の意見

(1) 児童の意見・意向

- 児童相談所作成の書面（ ）のとおり
- 本人作成の書面（ ）のとおり
- 下記のとおり

.....

.....

(2) 親権者等又はこれらと考えられる者の意見

① ○○ ○○ (□同意 □不同意 □不明)

- 児童相談所作成の書面 () のとおり
 - 本人作成の書面 () のとおり
 - 親権者等を確認できない(戸籍取得未了、身分関係調査中等)
 - 下記のとおり
-
-

② ○○ ○○ (□同意 □不同意 □不明)

- 児童相談所作成の書面 () のとおり
 - 本人作成の書面 () のとおり
 - 親権者等を確認できない(戸籍取得未了、身分関係調査中等)
 - 下記のとおり
-
-

4 児童相談所の所見(府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由)

(1) 府令該当性

(2) 一時保護の必要性

以上

別添○（様式例）

一時保護状の請求に係る総括書面（案）

○○年○○月○○日

きょうだい事案では、一時保護する児童全員を記載することも可

○○児童相談所長 ○○ ○○

作成名義人は、児童相談所長又は児童福祉司

1 児童及び家族構成

(1) 一時保護をする（した）児童

氏名	年齢	学校名及び学年、又は職業	備考

(2) 児童の家族（児童と同居している者や事案に応じて別居家族も記載）

親権	続柄	氏名	年齢	職業又は学校名	同居・別居の別	備考
<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

2 ケース概要

(1) 概要

※事案の概要を簡潔に記載。

(2) 一時保護の経緯等

※時系列に沿って、一時保護の経緯、一時保護後の重要な事実関係を記載。

基本的には、次のような内容を記載。

- ・一時保護の端緒（通告・相談内容、係属歴・通告歴等）
- ・一時保護前に児童相談所において把握・調査した事実（児童や保護者、関係者・関係機関からの聞き取り内容等）
- ・一時保護した日時、一時保護場所
- ・一時保護後に判明した重要な事実（府令該当性や一時保護の必要性を裏付ける事実、特に一時保護の開始時に当初想定していた内閣府令に規定する号とは異なる号に該当する事実が判明した場合は記載すること）

3 児童の意見・意向、親権者等又はこれらと考えられる者の意見

※一時保護する児童や親権者等が数人あるときは、適宜、欄を増やして記載すること。

(1) 児童の意見・意向

- 児童相談所作成の書面（※資料の標目等を記載）のとおり
- 本人作成の書面（※資料の標目等を記載）のとおり
- 下記のとおり

※児童の発言や問いに対する反応を客観的・具体的な事実として記載し、児童相談所の所見とは混同させないこと。

親権者等と考えられる者の意見を記載する場合はチェック不要

(2) 親権者等又はこれらと考えられる者の意見

① ※氏名を記載 (□同意 □不同意 □不明)

- 児童相談所作成の書面 (※資料の標目等を記載) のとおり
- 本人作成の書面 (※資料の標目等を記載) のとおり
- 親権者等を確認できない (戸籍取得未了、身分関係調査中等)
- 下記のとおり

※親権者等又はこれらと考えられる者の発言を客観的・具体的な事実として記載し、児童相談所の所見とは混同させないこと。

※連絡がとれていない場合には、その旨記載すること。

4 児童相談所の所見 (府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由)

※上記3の意見等を踏まえた児童相談所としての判断根拠について、裏付け資料の標目を挙げながら端的に記載すること。

※きょうだいごとに事情が異なる場合には、きょうだいごとに分けて記載すること。

(1) 府令該当性

※内閣府令に規定する各号に該当する事実を記載する。複数の号を選択した場合には、各号に該当する事実をそれぞれ記載する。

(2) 一時保護の必要性

※安全確保や関係調整、調査が必要な理由や、一時保護後に調査しようとしている内容など、一時保護状請求書記載のチェックリストの理由を敷衍して記載する。

例)

- ・児童虐待のおそれがあり、児童の安全を迅速に確保する必要がある。
- ・父親との関係が不調であり、児童を家庭から一時分離して親子関係を調整する必要がある。
- ・母親が〇〇であることから、福祉サービスの利用等により養育環境を整える必要がある。
- ・警察官から通告があったが、児童が詳細を語らない、保護者が児童相談所との面談に応じないなど、背景事情の把握、調査が必要である。
- ・児童虐待による影響の有無・程度を把握するため、児童に対する調査、行動観察等が必要である。
- ・保護者やそれ以外の親族等により児童を養育していくことが可能かどうかについて、保護者、親権者等、養育環境に関する調査が必要である。
- ・その他関係者等 (保育園、小学校等) に対する調査が必要である。

以上

別添〇 (様式例)

一時保護状の請求に係る総括書面(案)

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇児童相談所長 〇〇 〇〇

1 児童及び家族構成

(1) 一時保護をする (した) 児童

氏名	年齢	学校名及び学年、又は職業	備考
×× 〇〇	4	〇〇保育園	

(2) 児童の家族 (児童と同居している者や事案に応じて別居家族も記載)

親権	続柄	氏名	年齢	職業又は学校名	同居・別居の別	備考
<input type="checkbox"/>	実父	×× □□	33	会社員	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
<input type="checkbox"/>	実母	×× △△	33	パート	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

2 ケース概要

(1) 概要

本件は、保育園から通報を受け、母親による身体的虐待のおそれを認めたため、児童の一時保護を行ったものである。

(2) 一時保護の経緯等

- ・ 〇月〇日 (月) 午前 10 時頃、〇〇保育園より□□児童相談所 (以下「児童相談所」という。) に対し、虐待の疑いがあるとの通告があった。通告の内容は、〇〇保育園において、職員が児童の脇腹に複数のあざがあることを発見し、児童に確認したところ、「ママにつねられた」などと話したため、児童相談所に通告したとのことであった (通告受理票)。
- ・ 同日午後 1 時 30 分頃、児童相談所の職員が〇〇保育園に赴き、児童から聞き取りを行ったところ、児童は上記通告時と同様のことを話した (児童記録票)。児童相談所の職員が児童の脇腹を確認すると、新旧複数のあざの存在が認められた (あざの写真)。児童によると、これまでも度々つねられることがあったとのことである。
- ・ 同日午後 2 時頃、児童相談所は、児童を一時保護することとして一時保護所に向けて移動を開始し、病院での受診後、一時保護所に入所した。

3 児童の意見・意向、親権者等又はこれらと考えられる者の意見

(1) 児童の意見・意向

児童相談所作成の書面 () のとおり

本人作成の書面（ ）のとおり

下記のとおり

ママにつねられるのは痛いからやだ。でも、ママと離れたくない。

(2) 親権者等又はこれらと考えられる者の意見

① ×× □□ (同意 不同意 不明)

児童相談所作成の書面（ ）のとおり

本人作成の書面（ ）のとおり

親権者等を確認できない（戸籍取得未了、身分関係調査中等）

下記のとおり

育児は妻に任せているので全く知らなかったが、妻の言っているとおりに思う。一時保護には納得いかない。

② ×× △△ (同意 不同意 不明)

児童相談所作成の書面（ ）のとおり

本人作成の書面（ ）のとおり

親権者等を確認できない（戸籍取得未了、身分関係調査中等）

下記のとおり

息子が言うことをきかなかつたりすると、つい手が出てしまうことがある。ただ、そこまで強い力ではないので、あざができるようなものではないと思う。息子との関係も悪くないので、一時保護には納得いかない。

4 児童相談所の所見（府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由）

(1) 府令該当性（第1号）

児童が母親からつねられたと話しており、児童の脇腹に複数のあざがあることから、児童が母親から身体的虐待を受けたおそれがある。また、児童は、度々つねられることがあった旨話しており、このまま児童を自宅に帰せば、再び身体的虐待を受けるおそれがある。

(2) 一時保護の必要性

- ・ 児童は母親との分離を嫌がっているが、児童に脇腹に新旧複数のあざが確認されており、児童の安全を迅速に確保する必要がある。
- ・ 母親は身体的虐待を一部否定しているが、児童のあざの受傷原因が明らかでないため、児童及び両親から身体的虐待の状況や養育状況等の詳細な聞き取りを行う必要がある。
- ・ その他関係者（保育園等）からも聞き取りを行う必要がある。

以上

別添〇 (様式例)

一時保護状の請求に係る総括書面 (案)

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇児童相談所長 〇〇 〇〇

1 児童及び家族構成

(1) 一時保護をする (した) 児童

氏名	年齢	学校名及び学年、又は職業	備考
×× 〇〇	10	〇〇小学校 4 年生	
×× □□□	6	△△保育園	

(2) 児童の家族 (児童と同居している者や事案に応じて別居家族も記載)

親権	続柄	氏名	年齢	職業又は学校名	同居・別居の別	備考
■	実母	×× △△	29	飲食店店員	■同居 □別居	

2 ケース概要

(1) 概要

本件は、警察官から身柄を伴う通告を受け、母親によるネグレクトのおそれを感じたため、一時保護を行ったものである。

(2) 一時保護の経緯等

- 〇月〇日 (水) 午後 10 時頃、□□警察署より□□児童相談所 (以下「児童相談所」という。) に対し、児童 2 名の身柄付き通告があった。通告の内容は、近隣住民から、児童 2 名だけで外を歩いていると通報を受けて警察官が臨場したところ、児童〇〇 (兄) が「家に親がいなくてご飯がない」と話し、母親にも連絡がつかないことから、児童 2 名を要保護児童と認め、児童相談所に身柄を伴う通告をしたとのことであった (通告受理票、通告書)。
- 同日午後 10 時 30 分頃、児童相談所は、児童 2 名の身柄を引き受け、一時保護した。その児童〇〇 (兄) は、児童相談所の職員に対し、「家はゴミ屋敷みたいになっている。母親は、夜はいつも仕事に出ている。」と話した (経過記録)。

3 児童の意見・意向、親権者等又はこれらと考えられる者の意見

(1) 児童の意見・意向

① ×× 〇〇

- 児童相談所作成の書面 (児童記録票) のとおり
- 本人作成の書面 () のとおり
- 下記のとおり

② ×× □□□

- 児童相談所作成の書面（児童記録票）のとおり
- 本人作成の書面（ ）のとおり
- 下記のとおり

(2) 親権者等又はこれらと考えられる者の意見

① ×× △△ （同意 不同意 不明）

- 児童相談所作成の書面（経過記録）のとおり
- 本人作成の書面（ ）のとおり
- 親権者等を確認できない（戸籍取得未了、身分関係調査中等）
- 下記のとおり

4 児童相談所の所見（府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由）

(1) 府令該当性

① 1号

児童2名の発見状況やその話のほか、一時保護3日目に児童相談所が実施した家庭訪問の状況（ゴミが散乱して足の踏み場がなく、悪臭がする。経過記録参照）から、児童2名が母親からネグレクトを受けたおそれがある。

② 2号

○月○日、□□警察署より児童相談所に対し、児童福祉法第25条第1項の規定により児童2名の身柄を伴う通告がなされた。

(2) 一時保護の必要性

- ・ 食事を与えられていないおそれがあるため、児童の安全を迅速に確保する必要がある。
- ・ 実母は養育環境を改善する意向を示し（経過記録）、児童□□□（妹）も帰宅を望むが（児童記録票）、実母が安定して環境改善に取り組んでいくことができるかどうかを確認、調査する必要がある。
- ・ その他関係機関との調整（市町村の支援の受入れ等）により、養育環境を整える必要がある。

以上

別添〇 (様式例)

一時保護状の請求に係る総括書面(案)

〇〇年〇〇月〇〇日

児童福祉司 〇〇 〇〇

1 児童及び家族構成

(1) 一時保護をする(した)児童

氏名	年齢	学校名及び学年、又は職業	備考
×× △△	15	〇〇中学校	

(2) 児童の家族(児童と同居している者や事案に応じて別居家族も記載)

親権	続柄	氏名	年齢	職業又は学校名	同居・別居の別	備考
■	実父	×× ××	40	会社員	■同居 □別居	
■	実母	×× □□□	37	専業主婦	■同居 □別居	
□	弟	×× ○	10	△△小学校	■同居 □別居	

2 ケース概要

(1) 概要

本件は、中学校から通告を受け、児童から保護の求めがあったため、児童の一時保護を行ったものである。その後、自傷行為のおそれが判明した。

(2) 一時保護の経緯等

- 〇月〇日(金)午後4時頃、〇〇中学校より□□児童相談所(以下「児童相談所」という。)に対し、通告があった。通告の内容は、児童の担任教諭が、児童が泣きながら「帰りたくない」と言ったが、理由を尋ねても話さないため、児童相談所に通告したとのことであった(通告受理票)。
- 同日午後5時頃、児童福祉司が〇〇中学校に赴き、児童から聞き取りを行ったところ、児童は「帰りたくない」と言うものの、その理由は言わなかった。母親か父親を呼んで話をしようかと聞くと、頑なに拒否し、過呼吸を起こした。教諭によると、先日の面談で、詳しくは言わないが母との関係がしんどくて家にいたくないということを話していた(児童記録票)。
- 同日午後5時30分頃、児童相談所は、児童を一時保護することとして一時保護所に向けて移動を開始し、一時保護所に入所した。入所時に、児童の右手首にリストカット痕を発見。児童に尋ねるも答えず(児童記録票)。
- 〇月〇日(月)(一時保護4日目)、児童と面談中に母親の話になった際、児童が右手首を掻きむしった。右手首から出血あり。リストカットは先週したとのこと(児童記録票)。

3 児童の意見・意向、親権者等又はこれらと考えられる者の意見

(1) 児童の意見・意向

- 児童相談所作成の書面（ ）のとおり
- 本人作成の書面（意見書面）のとおり
- 下記のとおり

(2) 親権者等又はこれらと考えられる者の意見

① ×× ××（同意 不同意 不明）

- 児童相談所作成の書面（ ）のとおり
- 本人作成の書面（ ）のとおり
- 親権者等を確認できない（戸籍取得未了、身分関係調査中等）
- 下記のとおり

.....
多感な時期なので、母との関係で悩みもあるだろうが、親子関係にそこま
で大きな問題はない。いきなり一時保護と言われても納得いかない。
.....

② ×× □□□（同意 不同意 不明）

- 児童相談所作成の書面（ ）のとおり
- 本人作成の書面（ ）のとおり
- 親権者等を確認できない（戸籍取得未了、身分関係調査中等）
- 下記のとおり

.....（電話及び面接に応じず、確認できず）
.....

4 児童相談所の所見（府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由）

(1) 府令該当性

① 4号（当初）

○月○日（金）午後4時頃から午後5時頃、児童が「帰りたくない」と言い、
保護の求め又はこれに相当する意見の表明があった。

② 3号（追加）

1週間前にリストカットをしたこと、一時保護開始後4日目の面談中、右手
首を出血するほど掻きむしったことから、自傷行為のおそれがある。

(2) 一時保護の必要性

- ・ 児童が帰宅拒否の理由の詳細を語らないものの、母親との関係不調がうかが
われ、現在も帰宅を拒否していることから（児童作成意見書面）、児童を家庭か
ら一時分離して親子関係を調整する必要がある。
- ・ 母親のこととなると過呼吸になり、自傷行為に及ぶなど不安定な精神状態
であることから、児童の心身の状況の調査や行動観察等が必要である。

以上